

支給額算定基準額の計算手順(確認シート)

令和2年1月10日

独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第8条の2第4項に定める支給額算定基準額は、同項各号に基づき本機構が計算しています。このシートを用いることで、自己の情報に基づき、各自で支給額算定基準額を計算することができます。なお、本シートは、平成31年(2019年)1月1日時点で日本国内に住所を有していた方向けのものです。

支援区分は、全ての生計維持者と本人(最大3名)の支給額算定基準額をそれぞれ計算した後、それらを合算したうえで、同条第3項各号に定める額と比較して決定します。

【計算手順】

斜体下線部分は、記入するために地方税関係情報が必要ですので、課税証明書を参照してください。課税証明書に必要な情報が記載されていないときは、発行元の市区町村にご確認いただくか、または、マイナポータルを利用できる環境にある人は、マイナポータルによる自己情報表示により確認してください。

1. 地方税法第295条第1項各号に定める非課税の基準に該当するかどうかを確認します。

(1) 判定のための項目

- | | | |
|---|----------------------|--------------------------------------|
| ① <u>合計所得金額</u> | <input type="text"/> | 円 |
| ② <u>本人該当区分 控除対象障害者</u> | ・空欄 | ・0(非該当) ・1(特別障害)
・2(原爆障害) ・3(他障害) |
| ③ <u>本人該当区分 控除対象寡婦(寡夫)</u> | ・空欄 | ・0(非該当) ・1(寡婦一般)
・2(寡婦特別) ・3(寡夫) |
| ④ 平成31年(2019年)1月1日時点で未成年であった | ・該当しない | ・該当する |
| ⑤ 平成31年(2019年)1月1日時点で生活保護(生活扶助に限る)を受けていた(後記【備考】を参照) | ・該当しない | ・該当する |

(2) 判定

上記(1)の⑤に該当する場合は、これ以降の計算を行わず、支給額算定基準額を0円とします。

また、①が125万円以下であって、かつ、「②が1~3」、「③が1~3」、「④が該当する」のいずれかに該当する場合は、これ以降の計算を行わず、支給額算定基準額を0円とします。

2. 地方税法附則第3条の3第4項に定める非課税限度に該当するかどうかを確認します。

(1) 判定のための項目

- | | | |
|--|----------------------|--|
| ① <u>合計所得金額</u> | <input type="text"/> | 円 |
| ② <u>繰越控除額</u> | <input type="text"/> | 円 |
| ③ 総所得金額等 (①-②) | <input type="text"/> | 円 |
| ④ <u>配偶者控除等</u>
(配偶者特別控除額は関係ありません。) | ・空欄 | ・0(初期値)
・1(一般の控除対象配偶者)
・2(老人控除対象配偶者) |

・ 3(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者)

- ⑤ 扶養控除情報 一般 (数字を記入します。)
- ⑥ 扶養控除情報 特定 (数字を記入します。)
- ⑦ 扶養控除情報 老人 (数字を記入します。)
- ⑧ 16歳未満扶養親族 (数字を記入します。)
- ⑨ 扶養親族の数 (数字を記入します。)

扶養親族の数は、④が1～3の場合は1、そうでなければ0とし、それに⑤⑥⑦⑧を合計します。

(2) 判定

(1)の項目を用いて以下の判定を行います。

$$\textcircled{3} \leq 35 \text{ 万円} \times (1 + \textcircled{9}) + (32 \text{ 万円}^{\ast})$$

※⑨が1以上の場合のみ加算します。

この判定に当てはまる場合、これ以降の計算を行わず、支給額算定基準額を0円とします。

3. 支給額算定基準額の計算

(1) 計算のための項目

- ① 課税所得額(課税標準額) 円
- ② 市町村民税 調整控除額 円
- ③ 市町村民税 調整額 円
- ④ 課税者(自治体)が政令指定都市である 該当しない 該当する

(2) 計算

(1)の項目を用いて以下の計算を行います。

$$\text{支給額算定基準額(100円未満切捨て)} = \textcircled{1} \times 0.06 - (\textcircled{2} + \textcircled{3})^{\ast}$$

※ ④に該当する場合、(②+③)の部分に3/4を乗じます。

【備考】

(1) 生活扶助(上記【計算手順】)については、申込の際に事前に申告していることが必要です。そのうえで、生活保護情報を用いて令和元年1月1日時点で受給しているかを確認する必要があります。

(2) 支援区分については、全ての生計維持者と本人についてそれぞれ支給額算定基準額を算出し、合算したうえで、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第8条の2第3項に定める基準(下記①～④)と比較して判定します。

- ① 支給額算定基準額が 100 円未満……………第 I 区分
- ② 支給額算定基準額が 100 円以上 25,600 円未満……………第 II 区分
- ③ 支給額算定基準額が 25,600 円以上 51,300 円未満……………第 III 区分
- ④ 支給額算定基準額が 51,300 円以上……………認定しない

以上